

農業経営統計調査 審査メモで示された論点に対する回答

農林水産省大臣官房統計部
経営・構造統計課

1 今回の変更に至る背景事情の確認

(論点)

- 前回の変更から短時間で計画変更されることになったのはなぜか。前回変更時に想定されていなかった事情があったのか。

(回答)

- 1 農林水産省統計部では、利活用部局の要請に応えつつ、報告者の負担軽減を図り、将来にわたって統計の品質・信頼を維持した調査の継続と効率的な調査環境の構築を図るため、不断の見直しを行っている。
- 2 第IV期公的統計基本計画にあるとおり、調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等調査をとりまく環境が厳しい状況の中、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題となっている。
- 3 更に、昨今の資材価格の高騰を受け、農家の経営状況について関心が高まり、調査結果の早期公表が求められているところ。(2(5)の論点ウ参照)
- 4 今般の見直しは、これらの課題にスピード感を持って対応するために、報告者負担を考慮した調査の見直し(調査項目の見直し、オンライン回答の推進等)及び民間委託によって可能となる事務負担の軽減、公表時期の前倒しを図るものである。

2 今回申請された変更内容（営農類型別経営調査に係る変更）

（1）調査系統・調査方法の一部変更

（変更内容）

- ① 地方農政局等を経由して行っていた調査に民間委託を導入
- ② ①の変更に併せて、調査票の配布・回収について、民間委託の場合は郵送を基本にする
- ③ オンライン回答について、e-Survey の利用を追加

（論点）

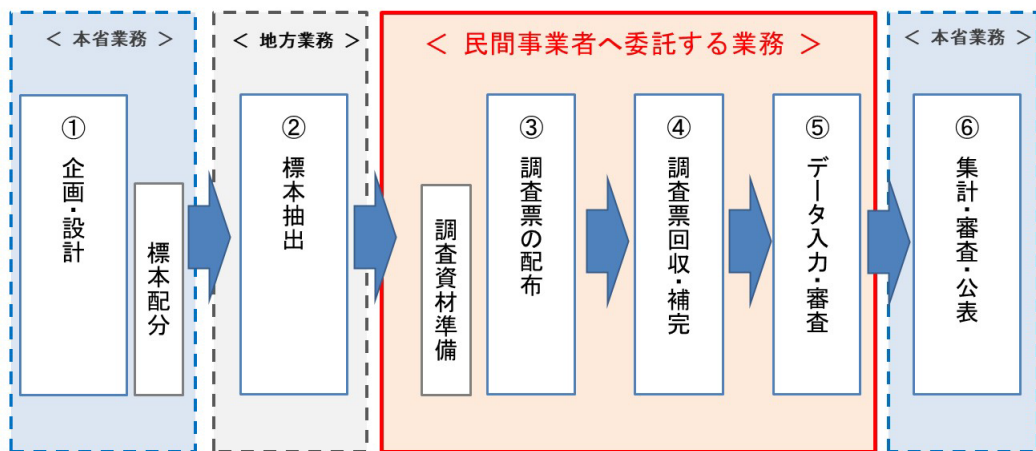
ア 民間委託の導入

- ① 民間委託において、どのような範囲・事務内容を委託するのか。その際、民間委託業者にはどのような指導を行うのか。

（回答）

- 1 民間事業者へは、調査資材準備、調査票の配布、調査票回収・補完、データ入力・審査を委託することを考えている。
- 2 また、民間事業者への業務委託以降に、離農等による脱落が発生した場合の補充選定業務は、地方農政局が整理する候補経営体名簿に基づき民間事業者が対象経営体への調査説明、協力依頼などを実施する予定にしている。
- 3 民間委託に当たっては、契約に際して十分な実施体制が確保されているか確認する。また、契約後においても、受注業者とは十分に進捗把握や課題がないか連絡・協議できるように定例会を開催する等フォローを行うとともに、受注業者が調査員を設置する際には、業務に必要な知識を身に付けていただくよう研修資料等の共有を含めて指導していくこととする。
- 4 なお、上記補充選定を含めて、調査対象から職員による説明を求められた場合など民間事業者では対応することが難しい場合には、地方農政局等職員によるサポートを実施することとしている。

【調査実務の流れ】



(論点)

② 現在は、継続サンプルの期間中であるが、離農等により代替サンプルを選定する必要があるときは、誰が、どのような方法で、報告者を選定・依頼するのか。

(回答)

調査見直し後（民間委託導入後）に離農等により代替選定が必要となった場合は、地方農政局等において候補経営体を抽出しリストを作成。民間事業者は当該リストに基づき、対象経営体へ連絡・訪問し、調査説明、協力依頼を実施する予定である。

なお、調査対象から地方農政局等職員による説明が求められるなど民間事業者では対応することが難しい場合には、地方農政局等職員によるサポートを実施することとしている。

(論点)

③ 決算書類の写しが添付された場合、調査票への転記は民間事業者が行うのか。

(回答)

民間事業者は、添付された決算書類の写しについて調査票（紙）への転記は行わないが、e-Survey への入力により調査票データを作成することとなる。

(論点)

④ 報告者への支援など、想定される民間事業者の対応はどのようなものか（報告者からの質問対応や記入指導、未回答者に対する督促方法、調査票提出後における疑義照会の方法を含む。）。

(回答)

1 ①で記載したとおり、民間事業者の業務範囲は、調査資料準備から調査票の配布・回収・補完、データ入力・審査までを予定している。

また、当該調査実施過程において、民間事業者により、コールセンター設置を含めた調査対象からの記入方法等の質問対応、未回答者に対する督促、報告後の疑義照会などを行うこととしている。

併せて、補充選定された新規の調査対象等から求めがあれば民間事業者の調査員に担当させ記帳指導を行うなど、調査対象に対して手厚いサポートを実施することとしている。

2 また、調査実施者（農林水産省）においても、調査促進に資するべく調査項目の内容等を示した「記入の仕方」を作成するとともに、民間事業者からの報告後、農林水産省においても審査実施状況を確認し、個票レベルで疑義が生じた場合は、民間事業者から調査対象に再確認させるなど必要な措置を講じることで調査結果の精度を維持してまいりたい。

3 上記については、適宜、民間事業者から、進捗状況の確認や疑義照会等審査実施状況の報告を受けるなど、プロセス管理を徹底したい。

(論点)

⑤ 報告者の8割程度について、他計により報告を得ている中で、基本的に報告者に変更がないとはいえ、郵送・自計報告で正確な報告を得ることは容易ではないのではないかと。

(回答)

1 郵送・自計調査とするため、報告者の記帳負担軽減を考慮し調査項目の簡素化やプレプリントの拡大を図るなど、記入漏れの防止や回収時における補完作業の減少など、調査方法の改善を図ったところ。

2 また、基本的には郵送・自計調査としているが、必要に応じて民間調査員による訪問聞き取りを実施し、調査対象が正確に調査票を記入できるよう対応することとしている。

3 更に、調査引継ぎのために調査対象の情報（実査上の留意点を含む）を把握し、農林水産省から民間事業者へ提供した上で実査を行うことから、これまで同様正確な報告を得ることができるものと考えている。

(論点)

⑥ Aグループについて、完全に民間委託とするのではなく、必要に応じて、職員・調査員が支援することを予定すべきではないか。

(回答)

1 本調査においては、見直し後も事前に調査承諾（協力）を得た経営体を調査対象とすることに加え、Aグループ（営農類型別経営調査にのみ回答）に限らず、民間委託により対応する調査対象について、記入上の疑問や質問等民間調査員が対応しきれない場合、地方農政局等職員によるサポートを行うこととしている。

特に、調査初年度においては積極的に職員サポートを行う。

2 これらを通じ、民間事業者が対応する調査対象においても、現行と同様の回収率等を維持できると考えている。

(論点)

⑦ Bグループについても、協力が得られる報告者については、民間委託を導入しているが、いつ、その意向を確認するのか。契約手続の前段階で、その確認が終わっていないと、民間委託に係る報告者数が特定できないのではないか。

(回答)

Bグループ（営農類型別経営調査及び生産費調査に回答）についても、民間事業者からの調査に協力が得られる場合は、営農類型別経営調査に係る部分は（Aグループ同様に）民間事業者により地方農政局を経由せず調査を実施することとする。

A・Bグループとも調査対象への訪問聞き取りにより、令和6年第2四半期に予定している民間事業者への委託に係る公告の前までに民間委託化となる経営体数を整理する。

(論点)

⑧ 現状においては、職員や調査員の尽力もあり、高い回収率が維持されていると認識しているが、本調査の目標精度はどれくらいで、民間委託後も調査精度を維持できるのか。

(回答)

営農類型別経営統計は、1経営体当たり農業粗収益を指標として営農類型別に目標精度を定め(次表参照)、その達成に必要な標本の大きさを設定している。

近年の回収率は95%以上となっており、当該回収率において概ね上記精度を充足していることから、今後も同程度の回収率が必要と考えている。

このため、民間事業者との緊密な連携、調査対象に対する事前承諾、プレプリントの導入、必要に応じて民間事業者による訪問回収や未報告者への督促、地方農政局等職員のサポートなどを通じて、回収率及び調査精度を維持したい。(上記論点⑤参照)

表 令和4年以降の目標精度

営農類型等	目標精度 (%)	
	個人経営体	法人経営体
水田作	2.0	—
集落営農	—	4.0
集落営農以外	—	4.0
畑作	—	—
北海道	3.0	10.0
都府県	3.0	10.0
露地野菜作	3.0	10.0
施設野菜作	3.0	10.0
露地花き作	8.0	10.0
施設花き作	8.0	10.0
酪農	3.0	10.0
繁殖牛	4.0	10.0
肥育牛	4.0	10.0
養豚	4.0	10.0
採卵養鶏	8.0	10.0
ブロイラー養鶏	8.0	10.0

(論点)

イ オンライン調査について

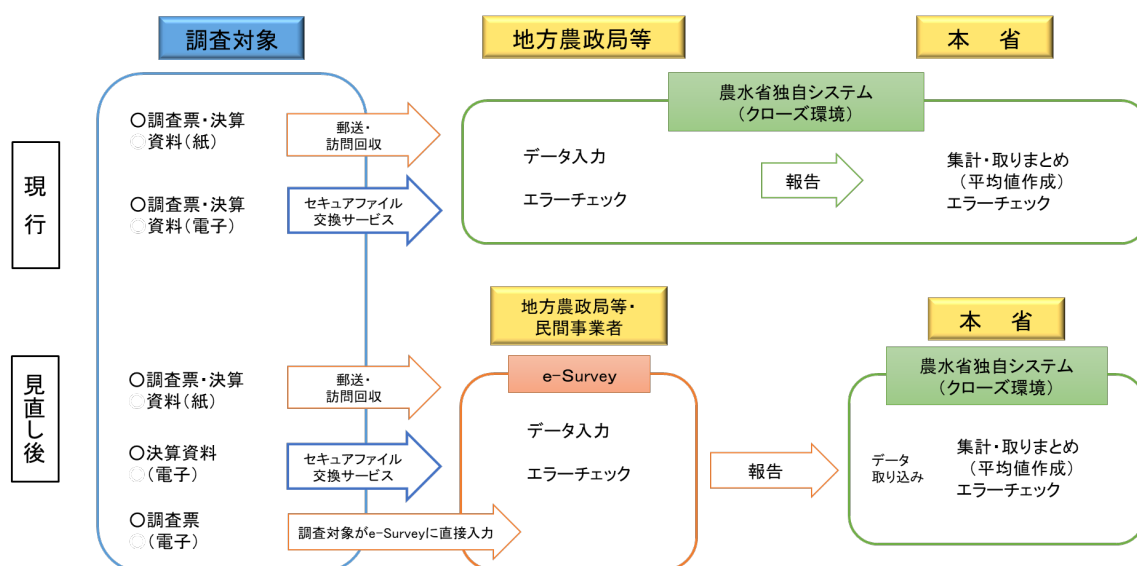
○ 現在、オンライン回答の方法として独自システム（民間事業者が行うセキュアファイル交換サービス）を用いているのは、決算書類の写し等を画像として添付することが念頭に置かれていたためであるが、e-Surveyには、現状その機能までは備わっていない。

そのため、e-Surveyを導入しても、e-Surveyを利用した回答とは別に、決算書類についてはこれまで同様独自システムを用いて提出を求めることになり、提出方法が分かれることになる。その結果、民間事業者が行う報告者のデータの突合やデータ入力に手間取ることも予想されるが、e-Surveyを導入するメリットは何か。

(回答)

- 1 農業経営統計調査（営農類型別経営統計）については、独自システム（セキュアファイル交換サービス）にて、電子調査票（Excel）や決算書類等のデータの送受信を行い、提出された当該データや回収した調査票に基づき、地方農政局等及び本省において（クローズの）農水省独自システム（プログラム）により、データ入力・エラーチェック・集計を行っている。
- 2 今般、（調査の一部を）民間委託化するに際し、（セキュリティが担保される）e-Surveyを用いて、Aグループ・Bグループともにデータ入力・エラーチェック・報告を行う予定（集計は本省において農水省独自システム（クローズ環境）を利用）としている。

農業経営統計調査(営農類型別経営統計)における報告経路(イメージ)



- 3 データ入力・エラーチェック等において、民間事業者及び調査実施者（農林水産省）が同じシステムを利用することにより効率のかつコストを軽減して調査を実施することが可能であることから e-Survey を利用することは有効であると考えている。

- 4 なお、今後 e-Survey へのデータ添付（決算資料等）が対応可能となれば、e-Survey に一本化したいと考えている。

（論点）

ウ 次回標本替えに向けて

- 令和9年調査の際に想定される標本替えについて、誰が、いつから、どのような手順で、報告者の選定・依頼を行うことを想定しているのか。

（回答）

- 1 令和9年体系に予定している標本替えを誰が、いつから、どのような手順で、調査対象の選定・依頼を行うかについては、今後の利活用ニーズ、民間委託による補充選定の実施状況などを総合的に踏まえて検討する必要。

今後の利活用ニーズについては、食料・農業・農村基本法や、主要政策を踏まえて検討する必要があり現時点で予断することは差し控えたい。また、民間委託についても令和7年以降の民間委託による補充選定の実施状況を評価する必要があると考えているところ。

- 2 令和9年体系に係る総務省申請に向けて、営農類型別経営統計を取り巻く様々な状況を加味した上で、標本替えに係る調査対象への説明を含め段取りについて検討を進めたい。

なお、現行のように事前に承諾を得ることを前提とする場合には、令和9年調査に係る調査実施前（令和9年末）までに選定・依頼を実施する必要があると考えている。

(2) 調査事項の変更

(変更内容)

① 調査事項の整理・削減

(論点)

① 今回の変更計画の立案過程（①試行調査実施段階、②試行調査実施後）において、調査事項の見直しについて、どのような考え方の変遷があったのか。

(回答)

- 1 今回の見直しの背景については上記1のとおり。
- 2 今般の見直しの検討に際しては、将来的な完全郵送自計調査を想定し、最大限調査項目を削減した調査票により、試行調査を実施したところ。
- 3 試行調査における調査対象からの調査票回収率は高位（49.1%）であったものの、記入漏れなど一つでも補完が必要な項目が存在した経営体が少なからず存在し、完全郵送自計調査を採用した場合、調査精度の維持が困難と判断。
- 4 試行調査の結果を踏まえ、調査票については報告者の負担軽減を図るとともに、記入漏れ、誤記入を防止するため、
 - ① 調査票の記入に代えて、該当事項が記載された資料提供により代替可とする（併せて調査票に代替資料提出チェック欄を設ける）
 - ② 記入漏れ、誤記入防止のためプレプリントを拡大する（現行：現況、土地面積、生産概況及び労働の概要の一部のみ → 見直し後：ほぼ全ての事項に拡大）
 - ③ 調査項目について、未回答か該当なしかを判断するチェック欄を追加する
 - ④ 補完率が高かった項目について、記入を促すための説明を追加するなどの工夫をする等の改善を図ったところ。

さらに、現行調査に既に協力いただいている経営体を対象に民間委託への移行を説明し調査協力を得ることとし、必要に応じ民間事業者の調査員を活用することなどにより調査精度を維持することとする。
- 5 なお、上記の見直しと並行し、利活用の便を考慮し再度調査票全般の見直しを行った結果、記帳負担を増やさないことを前提に見直しを行った。

具体的には、

 - ① 生産概況について品目の大括り化を想定したものの、かえって定義が分かりづらく、農家に無用の混乱をもたらすおそれがあり、元の調査票スタイルの方が記帳し易いと最終的に判断

② 労働者についても最終的に、年齢把握について65歳で区切り、男女別、研修生の受入状況を把握 等

いずれも、記帳負担が少なく、かつ報告者の経営実態を検証するうえで有効であることから必要と判断した。

(論点)

② 調査事項の見直しに当たり、調査現場の意見や利活用にどのように配慮したのか。

(回答)

- 1 調査現場の意見については、調査対象自らの記帳の実現性を判断するため、現行の調査系統である地方農政局等の職員・調査員、現在の営農類型別経営統計に協力いただいている一部の調査対象に対して、調査票案を基に記入の難易度等について聞き取りを行った。その結果、概ね記入が可能との意見であったが、回答に窮した場合のコールセンターの設置やプレプリントの実施などの要望があったことから、それらを踏まえた対応を図ることとした。
- 2 利活用については、本調査は、行政上の利活用を踏まえ、調査項目が広範であり内容も詳細であるため報告者負担が大きいことが長年の課題であったことから、省内利活用部局、関係省庁等に対し調査項目ごとに必要性を確認し反映。
更に、見直しに際して利活用に配慮し、経営収支等の主要な項目の把握については継続しつつ、整理したところ（例えば、関心が高く速報として公表している概要に係る項目についてはすべて継続）。

(論点)

③ 現在は、令和4年調査の際に選定された報告者が継続中であることから、多数かつ詳細な調査事項についても、ある程度の回答が得られることも想定される。しかし、令和9年調査の際に予定されている標本替えにより、新たに報告者となる者については、現状の調査事項を自計で回答させることは困難と考えられる。

また、試行調査の段階では、本申請以上の調査事項の削減が想定されていたところである。

これらを勘案すると、報告者負担の軽減と利活用状況を踏まえ、調査事項について、今後、更なる整理が必要ではないか。

(回答)

調査事項については、報告者の負担軽減を図るとともに利活用ニーズも反映して設定しているところであり、利活用や見直し時点での施策のニーズを踏まえるとともに、報告者の回答のしやすさも考慮しながら設定することになる。

調査項目については、食料・農業・農村基本法や、主要施策の見直しなどを受けた今後の利活用ニーズも踏まえて検討する必要があり現時点で予断することは差し控えたい。

(論点)

④ 公的統計基本計画では、民間委託による地方職員の労力軽減のほか、デジタルデータ活用による報告者の負担軽減についても検討することとされており、令和3年の諮問審議の際にも、経営管理ソフトの情報の取り込みなど、スマート農業技術の活用について説明されているが、その後、どのような検討状況か。

この取組については、以前から検討が続いていると認識しているが、実現するための支障は何なのか。実現の可能性はあるのか。

(回答)

- 1 令和3年度に実施したデジタル化に向けた取組では、調査の効率化に資するよう農業経営体が保有するデジタルデータによる調査項目の把握を検証するため、
 - ・「労働の概要」等について生産管理ソフトデータからの把握
 - ・「経営収支」について会計ソフトのe-Taxデータからの把握にかかる調査研究を実施した。

- 2 当該調査研究の結果、
 - ・ 「労働の概要」等について、当該ソフト利用者データを確認したところ一部の作業等に特化した整理となっており、経営体全体の情報が整理されていない
 - ・ 現段階において上記経営管理ソフトにより労働時間やe-Taxを整備している経営体が少ない
 - ・ 当該データを入手するためには当該調査対象・(代行する)会計士やJAなどへ個別に提供依頼・データ受け渡しを行う必要など、現時点では解決すべき課題が多くある状況。

- 3 今後とも、スマート農業技術や記帳代行サービスの活用に係る農業経営体への普及状況、令和8年「経済センサス」におけるe-Tax情報の活用等の状況を注視しつつ、引き続き、デジタルデータの活用の実現に向け検討を進めて参りたい。

(変更内容)

- ② 個人経営体用調査票について、ロングフォーム・ショートフォームの統合
- ③ プレプリント事項の拡充

(論点)

ア ロングフォーム・ショートフォームの統合

- 令和4年調査から、ロングフォーム・ショートフォーム方式を導入したのに、報告者が継続する期間（5年間）が経過する前に、様式統合する理由・必要性は何か。

(回答)

- 1 営農類型別経営統計については調査事項が広範であり内容も詳細であるため、報告者負担が大きいことから、施策部局の利活用に応えつつ報告者の負担軽減を図り、調査を継続していくべく、令和4年体系においてショートフォーム・ロングフォームを導入し、ロングフォームにおいて「担い手」に相当する経営体の情報を重点的に詳細に把握する見直しを行ったところ。
- 2 令和4年調査の実査段階において、調査依頼時に当該経営体の状況を確認した上で当初の主副業区分等に基づき調査事項の説明を行ったうえで配り分けを行ったものの、調査期間内において、経営状況の変更により主副業区分が変更するなどの事案が生じたところ。
- 3 このため、上記のように経営状況等が変更になったとしても、調査項目を適切に把握することが可能となるよう今般の見直しにおいて、調査票の一本化を図っている。
- 4 また、従前のおり、調査票の配り分けを実施する場合、事前に主副業区分等を確認した上で配り分けを行う必要があるため、民間委託する場合、それだけの日数、工程を確保する必要があり受託事業者への負荷もかかることになることから、調査票を一本化することにより、効率的かつ配り間違い等のミスがなく実施することが可能になると考えている。

(論点)

イ プレプリントの拡大

- 多くの項目においてプレプリントと同じ回答がなされた場合、電話による疑義照会だけでは確認が難しいと考えられるが、具体的に、どのような対応を想定しているのか。

(回答)

- 1 調査現場の意見として、多くの調査対象から「プレプリントの有効性」の回答があったところ。一般的にもプレプリントは、統計調査実施において、記入漏れ、桁間違い等に対して有効な手段と考える。

- 2 なお、電話による調査対象への照会が円滑に実施できるよう、調査への協力や照会への対応を事前にお願いととも、経営体への連絡がとれる手段（携帯電話）や時間帯などを把握・整理し、民間事業者へ提供することにより効率的に照会対応が可能となると考えている。
また、電話による対応が困難な場合など、必要に応じ民間事業者の調査員による訪問聞き取りを実施することを検討している。

(3) 集計事項の変更

(変更内容)

- 指定品目の集計について、品目に純化した集計から、単一経営の経営体の集計に変更

(論点)

ア 現状の集計について

- 現状の調査では、経営体ごとに指定品目の販売額割合が異なる（指定品目の販売額が8割以上の経営体もあれば、わずかな経営体も有り得る）ことが想定されるが、それらを集計した結果で、何を表わそうとしているのか。

(回答)

- 1 営農類型別経営統計については、営農（野菜作、果樹作等）別の経営収支（及び全農家平均収支）の把握を主目的としており、当該分類については農林業センサスに基づき標本設計（目標精度、営農規模別標本数を設計）を行っている。

他方、品目別については、営農別の経営収支を把握するために選定された露地・施設野菜作、果樹作等の営農類型のうち、事前に協力が得られた一部の経営体において、生産費調査では把握していない品目（レタス、みかん等）に係る経営実態を把握するため、目標精度を定めるなどの標本設計を行わず、あくまでも事例的に調査を実施してきたものである。

- 2 直近（令和4年）の調査対象数は、露地野菜10経営体、施設野菜30経営体、果樹10又は30経営体などとなっており、この観点からも調査結果は事例的なものとなっている。

(論点)

イ 変更内容について

- ① 現在の報告者は、品目別の単一経営の経営体の集計を行うことを前提とした選定になっていないと思料される。今回の変更により、単一経営の経営体の集計をするに当たり、品目別に集計に耐えられる数のサンプルが確保できるのか。

品目によっては、集計事項一覧に記載していても、結果として、表章できないものが出てくるのではないか。

(回答)

設定した品目は、（現在、国内において）主要な品目であるため、野菜作営農（又は果樹作営農）経営体を選定すれば、一定程度単一経営を確保できると見込んでいる。

仮に、一部品目において単一経営の経営体が3戸未満となった場合、当該品目の表章は行わない。

(論点)

② 現在の集計は、指定品目に純化した結果と認識している。しかし、今回新たに集計する単一経営の経営体の情報には、8割以上の販売金額を占める品目以外のデータも含まれ、集計に当たっては、それらのデータも除かれないと認識している。

また、単一経営の定義上、販売金額においては、他の品目は、2割未満であっても、費用の金額も2割未満である保証はない。

したがって、同じ品目別集計であっても、変更前後の集計は、相互に異なる内容のものであり、単純な比較ができないと考える。利活用において、どのような説明を予定しているのか。

(回答)

1 品目別の把握に当たっては、

- ① 各科目の全体に占める指定品目の割合を算出して回答する必要があり、報告者の負担が非常に重い調査項目であることから調査協力が得られにくい
- ② 継続して調査の対象となっている経営体でも、その年の経営方針により不作付けとなった場合、補充選定を行う必要があり、事務負担が大きい
- ③ 仮に補充選定により調査対象が変更又は（継続経営体においても）作付面積を変更した場合、規模が大きく異なることにより集計結果が安定しないなどの課題が生じているところ。

2 このように、調査対象等への負担が非常に大きい調査項目であることから、当該調査項目の見直しを行うこととしたものである。

3 単一経営を集計した結果は、品目に純化した集計ではないため、現行の部門別統計結果と単純に比較することはできないと考えられるが、品目を専業とした経営体に近い集計結果が得られると考えている。また、複合的に作付けしている経営体についても分析が可能になり、利用者にとって利便性のある集計になると考えている。

(論点)

ウ 次回標本替え時の対応

- 次回調査における標本選定に当たり、単一経営の経営体の確保について、どのように考えているのか。

(回答)

品目別に設定した品目は、(現在、国内において) 主要な品目であるため、野菜作営農(又は果樹作営農) 経営体を選定すれば、一定程度単一経営を確保できると見込んでいる。

仮に、一部品目において単一経営の経営体が3戸未満となった場合、当該品目の表章は行わない。

表 営農類型別経営統計(個人) 経営体リストによる品目別単一経営の出現試算

品 目	営農類型	令和4年 指定品目 対象 経営体	単一経営
			販売金額割合 80%以上の経営体
ばれいしょ	畑	60	26
かんしょ	畑	30	102
茶	畑	30	171
だいこん	露地 露地野菜	10	7
にんじん	露地 露地野菜	10	7
はくさい	露地 露地野菜	10	3
キャベツ	露地 露地野菜	10	12
ほうれんそう	露地 露地野菜	10	6
レタス	露地 露地野菜	10	9
ねぎ	露地 露地野菜	10	18
たまねぎ	露地 露地野菜	10	20
きゅうり	露地 露地野菜	10	5
	施設 施設野菜	30	24
なす	露地 露地野菜	10	3
	施設 施設野菜	30	17
トマト(大玉)	露地 露地野菜	10	7
トマト(大玉、ミニ)	施設 施設野菜	60	58
温州みかん	露地 果樹	30	97
	施設 果樹	10	3
りんご	露地 果樹	30	76
ぶどう	露地 果樹	30	42
	施設 果樹	10	8
日本なし	果樹	30	49
もも	果樹	30	13
おうとう	果樹	10	5
かき	果樹	10	19
うめ	果樹	10	17
すもも	果樹	10	5
キウイフルーツ	果樹	10	5

注：令和4年営農類型別経営統計の調査対象経営体における2020年センサス時点の品目別作付面積に農業物価統計の農産物価格(無い場合は卸売市場価格)を乗じて試算。

(4) 調査時期の変更

(変更内容)

- 経営体ごとに分かれていた調査票の配布・回収の時期を基本的に統一

(5) 公表時期の変更

(変更内容)

- 概要の公表時期を2か月前倒し

(論点)

ア 全般

- 今回の申請手続きが、仮に、本年4月下旬に終了した場合、その後における民間委託の手続開始から結果公表に至るまでの具体的なスケジュール^(注)を示されたい。

(注) 調査の実施準備(離農に伴う追加選定、調査票のプレプリントを含む)、調査の実施、集計作業を含む。

(回答)

想定している民間委託に係る契約、実査、公表等のスケジュールは下図のとおり。

区 分	2024年(令和6年)												2025年(令和7年)									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
1. 総務省申請、契約関係																						
総務省申請	答申	承認																				
民間委託契約関係				公告等				提案 会等	契約													
2. R6年調査																						
民間事業者									調査資料等の準備 (プレプリント) 調査依頼 等		調査票 配布	調査票回収、 督促、データ入力、 審査、報告 等	最終 報告									
農林水産省														農林水産省からの照会への対応								
														民間事業者による審査終了後、随時報告を 受け、農林水産省においても審査を実施								
														報告データの確認・審査・照会、 集計、統計表作成、公表 等					公表			

(論点)

イ 調査時期の変更

- 従前と同じ報告者であっても、調査票が変更され、民間委託（基本的には自計報告^(注)）が導入されることで、受託事業者における督促・疑義照会に必要な時間と労力が必要になると考える。回収率と精度を確保した調査データを6月に納品させるために、どのような対策を講じるのか。

(注) 報告者自らが調査票に記入する方法。
調査事務従事者が聞き取りにより調査票を記入する「他計報告」と異なる。

(回答)

受託事業者によるデータ入力・審査が終了したものから、農林水産省においても随時確認を行い、相互的に審査を実施することにより精度を確保することを考えている。

(論点)

ウ 公表時期の変更

- 公表時期の早期化の要望は、具体的にはどのようなものか。10月に公表しないと利用に具体の支障が生じるのか。

(回答)

- 1 昨今、肥料、飼料等の資材価格は高騰しており、その状況を農業物価指数（令和2年基準）で見ると、令和3年から上昇が始まり、特に令和4年になり上昇が加速し令和4年（年平均）の価格指数は肥料が130.8、飼料が138.0と、経営体の収支はより一層厳しい状況となっているところ。

図 主な農業生産資材の価格指数の推移（令和2年＝100）

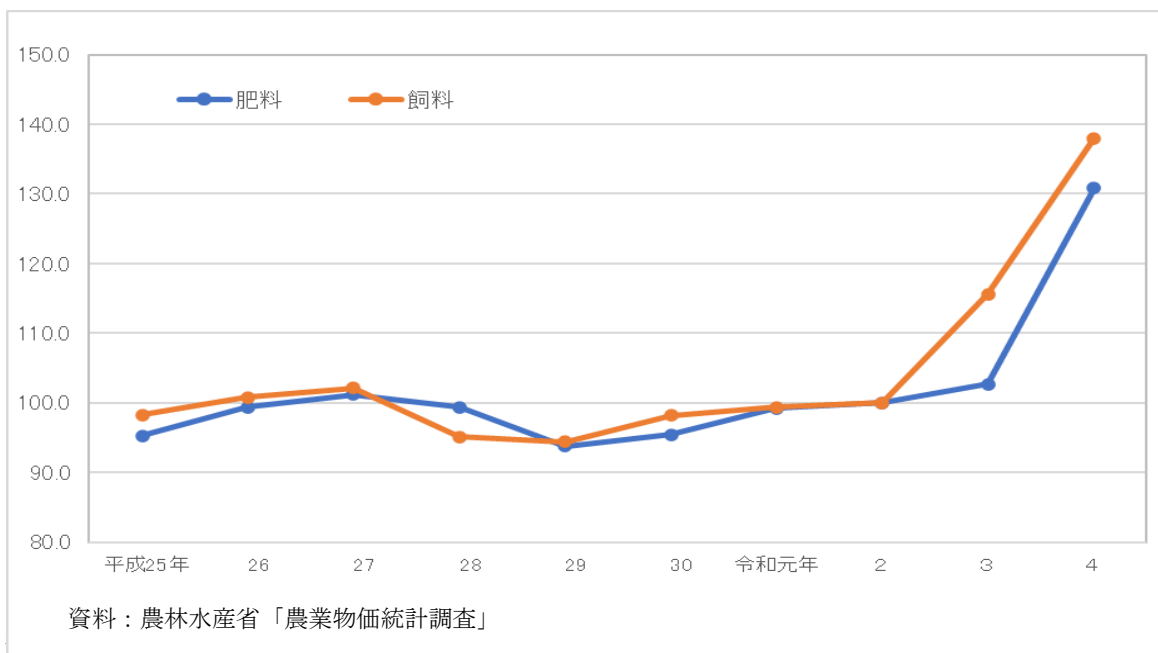


表 農業経営体の経営収支（全農業経営体）

区 分	令和3年	令和4年	対前年増減率
農 業 粗 収 益	1,076.9万円	1,165.6万円	8.2%
農 業 経 営 費	951.5万円	1,067.4万円	12.2%
農 業 所 得	125.4万円	98.2万円	▲ 21.7%

資料：農林水産省「農業経営統計調査（営農類型別経営統計）」

このような状況下、コスト高騰による農業法人経営への影響について、日本農業法人協会が「農業におけるコスト高騰緊急アンケート」を2022年5月に行うなど、農業経営の実態の早期把握が求められている状況にある。

また、令和5年6月には「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」が策定され、本年の通常国会に「食料・農業・農村基本法」改正案の提出が予定されている。本法改正の方向性として、生産資材の高騰を受けた農業経営の影響緩和等が示されているところ、営農類型別経営統計の見直しにより時宜を捉えた公表を行い、行政の利活用に積極的に資することとしたい。

- 2 なお、統計は利活用されることが重要であると考えており、政策が立てられてから統計を公表するのではなく、政策決定プロセスにおいて活用いただけるよう可能な限り早期に公表することが望ましいと考えている。

3 過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

(論点)

特になし